

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第1回 (H30. 8. 29)	資料2

次期障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について (案)

【平成30年】

第1回 8月 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成30年度)について議論

- ・ 次期報酬改定に向けた課題や検討事項の整理
- ・ 課題解決のための調査方法等について議論 等

第2回 10月頃 障害福祉サービス等従事者の処遇改善について議論

- ・ 新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定) に基づいた、新たな処遇改善 等 (参考1)

第3回 11月頃 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い (参考2)

平成31年度政府予算編成

【平成30年】

12月頃 障害福祉サービス等報酬改定率の決定

【平成31年】

2月～3月頃 障害福祉サービス等報酬改定内容の決定

10月 障害福祉サービス等報酬改定

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

※ 来年度の障害福祉サービス等報酬改定検証調査について、適切な時期に議題とする予定。

○ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抜粋）

第2章 人づくり革命

5. 介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

障害福祉サービス等報酬におけるこれまでの消費税対応

消費税率8%引上げ時の対応(平成26年4月)

- 診療報酬や、介護報酬の検討状況及び、「障害福祉サービスに関する消費税課税の実態調査」の結果などを踏まえて、社会保障審議会障害者部会において議論を行い、報酬改定を実施した。(改定率 0.69%)

<主な対応>

- ・ 直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せした。
- ・ 診療報酬や介護報酬の検討状況及び「障害福祉サービスに関する消費税課税の実態調査」の結果等を踏まえ、設備等の高額投資への対応は行わないこととした。

消費税率10%引上げに向けた対応

- 今後、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにて、2019年10月の消費税率10%への引上げを見据えた報酬改定を検討。